

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○井野主査 次に、尾辻かな子君。

○尾辻分科員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは、質問の機会を頂戴しまして、ありがとうございます。それでは、三十分という時間です。質問に参りたいと思います。

きょうは、入管行政のことについてお伺いをしたいと思えます。

この四月から、入国管理法の改正がありまして、出入国在留管理庁になるということでありまして、政府は、五年で約三十四万人の特定技能の労働者を受け入れる方針であるということですが、先ず、今現在、しっかりと外国人の方の人權を守る入管行政になっているのかということについて、順次お聞きをさせていただきたいというふうに思っています。

まず、現在の入管施設における長期收容者の数についてお聞きしたいと思います。

○佐々木政府参考人 平成三十年十二月末時点に

おいて、全国の地方入国管理官署の收容施設に收容していた被收容者千二百四十六人のうち、退去強制令書に基づく收容期間が六月以上一年未満の外国人は百九十人、一年以上一年半未満の外国人は百七十八人、一年半以上の外国人は三百十三人となっております。

○尾辻分科員 千二百四十六人のうち、半年以上收容されている方が半分を超えて、これで計算すると五五%が半年以上の收容になっているということ、これはかなり多いんじゃないかなというふうに思っています。

今数字をいただきましたけれども、今、どれぐらい最長の方がいるのか、一番最長の方から三例ほど挙げていただけますでしょうか。

○佐々木政府参考人 申しわけありません。一番長い方の数だけ手元にあります。最長の方は六年四月となっております。

○尾辻分科員 そうですね。私もヒアリングの最初のレクのときに聞いたんですけども、そこかまた、結構長期間の方がやはりいらつしやるということ、六年四月月ずつと長期收容されているというのは、本当にこれは人權問題とならざるを得ない状況だと思えます。

今、この收容というのは收容期限がないんですね。送還の見込みが立たない人や家族が日本にいる人まで、本当に、期限も切らず、最長六年四月收容を続けているというのは、人道上も非常に問題があると思えます。

私、昨年、仲間と大阪入管に視察に行かせていただきました。現状も見させてください。

けれども、その環境というのが、二段ベッドが三つぐらい並んでいる、そういうところに複数人で生活をさせている。もちろん、一切外出はできないわけですね。電話では連絡できませんけれども、面会も、荷物を全部ロッカーに預けて、携帯電話も預けて、アクリル板越しにしか相手と会えないという非常に制限された状態で、こういう状況で長期生活をするというのは、やはりこれはもう耐えがたいストレスになることは間違いないと思うんですね。

法務省から提供された資料によると、二〇一七年に、こういった形で收容されている方の中で自傷行為を行った人の数が四十四件あるというふうな、これは聞いております。実際、昨年四月にも、仮放免が認められずに、收容施設の中で三十代のインドの方が自殺されたということもありました。専門家の方々からは、拘禁性のうつ病になっているんじゃないか、こういう方々がふえているんじゃないかという指摘もあります。

このような現状は非常に問題であると思えます。変える必要があると思うんですね。出口のない長期收容が、結局は、皆さんストレスを抱えておられるわけですから、さまざまな入管の收容施設内でのトラブルの原因、トラブルが今非常に起きているんですね。

大阪入管についてのトラブルについてお聞きしたいと思います。

昨年の五月にこのような記事が報道されました。大阪入国管理局で、一昨年の七月、職員による制圧時に右腕を骨折する大けがをしたということ、

収容中のトルコ人男性が、五月二十九日に、国に四百五十万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。男性側は違法な暴行だと訴えているというところで、この男性は二〇一五年一月に来日し、難民認定を申請していた。訴えによると、男性は、一七年七月、男性の部屋に鎮痛剤の服薬状況を確認しに来た職員の態度にいら立ち、読んでいた本を壁に投げつけた。本を壁に投げつけたと。その後、施設内の保護室にそれで連行されて、手錠をされる際に右腕をひねられて骨折したとして、いるということでありませぬ。

この新聞記事を見てみますと、写真が添付されています、八人の方で制圧しているという状況で、これで骨折をされた。これは保護室なんですか。保護室でここまでする必要が本当にあるんだらうかということなんですけれども、この事案についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○佐々木政府参考人 今委員御紹介いただきましたトルコ人の方の事案ですけれども、平成二十九年七月十二日、大阪入国管理局に収容中の当該トルコ人男性が右の上腕を骨折したものでございませぬ。

今まさに御紹介をいただきましたように、現在係争中の事案でありますために、詳細についてお答えを差し控えさせていただきますが、この方、当該男性による遵守事項違反行為に対し、合理的に必要な限度で有形力を行使し、制圧したものと報告を受けております。

○尾辻分科員 これは合理的に必要な限度を超えていると思うんですよね。

私、実は、この収容の中にいらつしやる方から手紙を頂戴しました。こうして四ページにわたって、今、大阪入管で何があるのかということについて語られているわけです。もちろんこれは収容の方からの受けとめですので、皆さんとちよつと受けとめが違うことももちろんあるかとは思いますが。

実は、骨折案件、次は骨にひびが入った案件が同じ年に起こっているんですね。この手紙によると、二〇一七年の十二月二十日に四人の被収容者の方が食事の改善を求めて抗議したところ、その中の一人が飛行機運び、飛行機運びとは多分、抱え上げられて運ばれるようなイメージだと思うんですけれども、保護室に連れていかれたと。その保護室の中で、チョークスリパー、後ろから羽交い締めにして首を絞められたということをおっしゃっています。さらに、水をもらおうとインターホンを押したが、一回目はもらえなかったが、二回目は無視されたため、職員を呼ぼうとドアをたたきながら呼んだら、八人の職員が入ってきて、腕を後ろに回した格好で制圧をされた。結果、左腕の骨にひびが入ったとのこと。これは事実でしょうか。

○佐々木政府参考人 私ども、報告を受けていることにつきまして御報告をいたします。

今御紹介のペルー人の事案ですけれども、平成二十九年十二月二十日、大阪入国管理局に収容中のペルー人が、官給食への不満から、大声を出すとともに椅子を持ち上げ、居室の扉をたたき、看守勤務者に飛びかかろうとしたため、看守勤務者

が制圧の上、隔離をしました。同人は、隔離後も居室の扉を蹴る、それから壁に左肩、腕から体当たりをするなどの行為に及びましたことから、再度、看守勤務者が制圧をいたしました。翌二十一日、左上腕部の痛みを訴えたことから、外部病院へ連行の上、受診をさせましたところ、左上腕を骨折していることが判明をしたという事実でございます。

○尾辻分科員 私はひびと聞いていた。これも骨折ですか。確認いたします。

○佐々木政府参考人 診断は骨折ということですが。○尾辻分科員 一年に二回もこうやって骨折をする事案が出てくるというのは、私、これは一体どうなっているんだらうかというふうに思わざるを得ないと思うんです。

ほかに、例えば大阪入管、またその他の入管施設で、このように入管の警備の方からけがを負わされたとか、そういう事件というのはほかにあるんでしょうか。

○佐々木政府参考人 昨年度、今御報告申し上げました二件でございまして、本年度、同種骨折事案はありません。

○尾辻分科員 何か、歯が折れた事案があったりとかいうのも聞いているんですね、それはほかのところですか。だから、もしかしてもう少し、骨折はないかもしれないけれども、やはり過剰制圧というのは私はあると思うんですね。

私、本当にきちんとその方々を人として扱っておられる、適正な処遇をされているとお考えでしょうか。

○佐々木政府参考人 あくまでも身柄を私ども当局として抱えさせていただいているということですので、今委員御指摘の点につきましては、十全の配慮をしている、そして、そのような指導もしているところでございます。

○尾辻分科員 私は、これは適切じゃないと思います。特に、力関係で差があるわけですよ。そして、大人数で一人の方を押さえ込んでいますから、このようなけがを負わせるような制圧をしないように、これは私は注意をすべきだと思いますが、いかがですか。

○佐々木政府参考人 もちろん、けがをさせようと思つて制圧をしているわけではございませんけれども、入国警備官と担当職員の例えれば制圧の仕方の訓練、けがをさせないように制圧をするための訓練などにつきましても重ねているところでございます。

○尾辻分科員 次に、去年、今度は閉じ込め案件というのが起こりました。二〇一八年の六月十七日から十八日に、これも大阪入管です、一つの部屋、一号室に十七人の人が閉じ込められた。これは新聞にもなっています。

手紙でいただいたところだと、実は一号室だけではなくて、二号室にも五人、三号室に二人、五号室に一人、多分これは同じブロックだと思わなければならない、ブロック全部屋で閉じ込められた。さらに、実は、六月十八日の朝というのは大阪北部地震があつて、震度四だったんですね。

このような閉じ込めがあつたのか。そして、一号室に限っては、テレビ、エアコン、ポット、全

ての電源を切つたというふうにごちらの手紙ではありますけれども、これは事実でしょうか。

○佐々木政府参考人 御指摘の事案でございますけれども、平成三十年の六月、大阪入国管理局の収容場において一部の被収容者が、開放処遇と申しておりますけれども、それぞれの居室の鍵をあけて自由に行き来できるような時間帯がございます、この開放処遇を終えてみずからの居室に戻る時間になつたにもかかわらず、そのうちの一部の被収容者の居室に閉じこもり、自室への帰室をかたくなに拒否をしたという事案でございます。その後、その被収容者たちは、自室に戻るようにとの職員の説得に応じることなく、居室の窓を毛布やシートで覆い居室内の様子をうかがえなくしたり、居室の扉を激しくたたいて錠を壊そうとするなど、職員の監視業務を妨害し、保安上支障が生じたものでございます。

その後、閉鎖処遇と言っておりますけれども、その鍵をあげないという処遇を一定期間行いましたけれども、入管の施設につきましては、必ず先ほど申しました開放処遇を行うと定めているものではございませんで、施設構造や保安上の支障の有無を踏まえ実施の可否を判断しております。本件につきましては、一連の状況を踏まえ、同じような事態の発生がないよう、処遇部門の責任者におきまして、この開放処遇を行わないとしたという事案でございます。

○尾辻分科員 ちょっと確認ですけれども、一号室以外、二号室、三号室、五号室も閉じ込めたというのは事実だということでしょうか。

○佐々木政府参考人 先ほど申しましたように、もともとのきっかけといいますか事案の発生は、御本人たちが自室に閉じこもつたということが発端でございます。本来全部自室に戻る、開放処遇の時間が終わりましたら自室に戻るということが遵守事項になっておりますところ、これを、一、二、三、五それぞれ、全部で十九の方が自室の居室に戻らなかつたという事案でございます。ちょっと今委員御指摘の、みずから立てこもつたのか、私たちがその後と同様な事案の発生を防ぐべく閉鎖処遇を行つたということをお指摘になられてはいるのか、ちょっと、二つのことだと思えます。

○尾辻分科員 ちょっと答えがわかりにくいんですけれども、十七の方がそこにいて帰らなかつたから、そこは閉鎖したということですよ。さらに、関係のないところも一緒に閉鎖されたというふうには手紙ではおっしゃっているんです。これが事実かどうかということなんです。

次に進みますけれども、六月の大阪は結構暑いんですよ。そこに、テレビ、エアコン、ポット、電気を全部切つた、これも事実でしょうか。

○佐々木政府参考人 報告によりますと、電気ポットで沸かした熱湯の投与や電気コンセントを悪用した発火工作などを防止するため、コンセントへの給電を停止する措置をとりましたけれども、居室内の例えば照明の電源を切つたという事実はございません。

また、居室内には水道が設置をされておりました、水の供給を停止したという事実もございませ

ん。

○尾辻分科員 エアコンは切っていたということ、非常に暑い思いを、十七人ですからね、ふだん六人ぐらいしかいない場所に十七人を閉じ込めて、さらに、その閉じ込めている間の日の朝に地震があったのに、そのまま閉じ込めを続けたというのは、これは私、やはり非常に問題があった、人権上問題がある取扱いだと言わざるを得ないと思います。

さらに、実はこれはその日だけで終わるんじゃないんですよ。その日からずっと行動を制限したというふうにあります、運動とシャワーと洗濯の時間三十分以外はずっと居室にいるようにしたと。これが七月三日まで続いて、七月三日にやると午前中だけ開放があり、そして七月二十五日からやつと通常の開放になった。

つまり、六月十七日に起こったことを、一カ月以上こういうような形で運用を続けたということ、こちらから報告が来ているんですが、事実でしょうか。

○佐々木政府参考人 先ほども御報告を申し上げましたように、同様の事案の発生を防ぐために閉鎖処遇をしたということがございまして、その責任者におきまして、そうした危険性といいますが、安全が確保されないような状態がもう解消されたというまでその閉鎖処遇という措置をとったという事実はございます。

○尾辻分科員 これもやり過ぎだと思えますよ。なぜここまでやらなければいけないのか。先ほど言ったように、長期収容がふえている、

皆さんも出口がない、物すごくストレスがかかっている。その中で、今、これだけのいろいろなことが起こっているんですね。これは、もちろん外国の、来られた方の人権もそうですけれども、職員さんにとつても本当に大変な状況だと思えますよ。とにかく、皆さん、ストレスをためて大変だ。そういう状況で、起こっていることに対処しなきゃいけない。もうこれは限界が来ていると言わざるを得ないと思うんです。

私は、これは裁量範囲をやはり逸脱しているというふうに思わざるを得ないと思いますし、実質データで見ても、やはり隔離が増えているんですね。二〇一六年の隔離が百八十五件、二〇一七年になると二百九十五件、これは新聞記事でいくと、二〇一八年六月の半期で百九十九件。つまり、長期収容が続けばトラブルはふえ続けるということではないかと思えます。

さらに、大阪の入管では、実はハンガーストライキが起こりました。なぜハンガーストライキが起こったかという点、十二指腸潰瘍せん孔になった方が二週間入院されて、退院されてきた、油物を控えるようにということで医師から指示があったにもかかわらず、通常食のままであった、それを言ったら、職員さんから我慢してと言われた、何を食べたらいいんだということで、みんなが怒ってハンガーストライキに発展したというふうなここにあるんですが、こういうことがあったのも、これは事実でしょうか。

○佐々木政府参考人 今御指摘の被収容者につきましては、御指摘のように、急性十二指腸潰瘍せ

ん孔により外部病院に入院したという経緯がございます。

退院のときに、その外部病院の栄養士さんから油物は消化に悪いので控えるようにという指示がありましたことから、大阪局では、当該被収容者に対しまして、油物を控えた油制限食というもので対応していただいております。その被収容者に支給されました食事について確認をしましたところ、少量のサラダ油を使用して調理したものであって、適切なものであって、その旨、その被収容者にも説明をし、理解を得られていたという報告を受けております。

この油物を控えるという油制限食でございますけれども、例えばフライ物ですとか、てんぷら物ですか、そういうものを支給しないということでございます。野菜いためなどをいためるための少量のサラダ油、これを使用して調理した料理を支給したものでございます。

○尾辻分科員 その他、例えば、ハラル食の方の食事に豚肉が入っていて、大阪入管では、一年四カ月にわたって、パキスタンの方が入管の食事を食べない、御飯とサラダだけとか、パンしか食べない、こんなことも報告されていますし、食事に髪の毛や虫が入っていると、食器が汚れている、こういうトラブルもここには書かれています。さらに、病気にしても、標準治療が行われていない、内科の医師に専門外の診療科の診療をされているとか、体調不良に対して適切な検査を怠って、がんにかかっていることが非常におくれた、こういう事例も挙がっているわけです。

こういう個別事例、今たくさん挙げましたけれども、大臣、今、大阪入管でこのようなことが起こっていることについて、大臣としてどのように受けとめておられ、そしてそれを、ではどう変えていけばいいか、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○山下国務大臣 まず、大阪入管を始め入管の収容施設、これにつきましては、大前提として、法律上の在留資格を有しないなど、法律上やはり我が国に在留できない、あるいは、一定の罪を犯すなどしたことにより我が国での在留が好ましくないというふうに判断され、退去強制が決定された者、これはやはり送還しなければならぬわけがございます。なので、その送還までの間、収容する施設である。

これは、被収容者が退去強制令書に従い母国に帰るといったことで、母国などに帰る、出国するというところで直ちに収容状態が解消されるということもございます。それを、例えば無限定に身柄拘束を、収容を解いていいかということになると、そもそも、やはり我が国に在留できないというところがございます。

他方で、そういった収容施設において、るる御指摘がございました。これについては、中には係争案件も含まれておりますので、具体的な御指摘というのは控えさせていただきますが、入管施設におきましては、例えば、ハラルの禁忌がある者に関しましてはそういった配慮もし、あるいは医療状況についても、外部の医療施設あるいは医師等に見せているというふうには報告を受けてお

ります。

ただ、なお、そういった対応につきまして慎重に行うということについては、入管当局においても対応しているものと考えておりますし、私の方も、そういうところは見ていきたいというふうに考えております。

○尾辻分科員 それで、これから入管、どういふふうにしていくか。今お答えはありましたけれども、やはり、国連の人権に関する各種委員会からは、毎回のように、この長期収容とか無期限収容に対して懸念が示されているわけです。収容期間に上限を設けたり、収容以外の代替措置を検討することが求められているわけで、E.U.なんかだと、強制送還の決定を受けて収容された方でも、収容期間の上限六カ月ということが定められているわけですね。

なので、私は、収容期間の上限設定を検討した方がいい、検討しなければいけない状況だと思うんですけども、それについてはどうでしょう。

○佐々木政府参考人 出入国管理及び難民認定法上、退去強制令書が発付された外国人につきましては、速やかに送還しなければならぬということとが定められております。直ちに送還することができないときは、送還可能なときまで、収容所、収容場などに収容することができることとなっております。

今の大臣の発言にありましたように、私たちの入管収容施設は、刑事施設と異なりまして、この被収容者が退去強制令書に従い出国することで、すぐさまに収容状態が解かれるという性質の施設

でございます。ですので、私どもとしましては、収容している外国人を法令どおり早期に送還することによってまさに収容を解消するということが肝要と考えておりまして、法令上例外的な事案である長期収容、すなわち、速やかに送還をするということが法令上の定めでございますので、その例外的な事案である長期収容に対応するために収容期間に上限を設けるということにつきましては検討をしております。

ただし、その上で、長期にわたって送還できない場合や、収容期間の長短を問わず年齢、健康状態等に鑑みて人道的な配慮を要する場合は、個々のケースに応じ、仮放免許可を弾力的に運用し、一時的な身柄の拘束を解くという措置をとっているところでございます。

○尾辻分科員 今、仮放免の話が出ましたので。

強制退去令書を受けても仮放免という手段があるわけで、この仮放免自身も、非常に移動の制限があるし、仕事もできませんし、健康保険がないということと医療なんかも、非常に制限がかかるわけですけれども、これについて、昨年六月の参議院法務委員会、仮放免のことについてはもろもろの条件を考慮して総合的に判断するというふうな、個別的な事情や出身国政府との交渉状況など、もろもろの条件を考慮すると。このもろもろの条件というのは具体的にはどうということなんです。

○佐々木政府参考人 仮放免の判断をするときに考慮をします要件につきましては、仮放免取扱要領という文書の中に定めてございまして、これに

ついでに公表しているものでございます。

例えば、仮放免請求の理由及びその証拠、被収容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態、被収容者の家族の状況などのほか、個別事案のさまざまな状況を指しておりまして、これらの要素を総合的に考慮して仮放免の可否を判断しているところでございます。

○尾辻分科員 この仮放免が最近全然出ないということも、支援団体からはいろいろ指摘をされています。それが長期収容につながっているんだと思うんですが。

ちよつと文書について確認をしたいんですが、この仮放免についてというのは、平成二十八年九月二十八日の「指示」という文書で、法務省管警第二百二号ですけれども、この二枚目で、送還の見込みが立たない者については、さらなる仮放免の活用を図ると同時にということで、仮放免の活用を図るといふうちにここでは書かれています。次に、平成三十年二月二十八日、法務省管警第四十三号で出された「指示」によると、仮放免の運用方針をこれは添付されています。ほとんど真っ黒で見えないんですが、その中に、仮放免を許可することが適当とは認められない者は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐えがたい疾病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努めるということで、この文書では、最初は仮放免の活用を言っているものが、原則、送還が可能となるまで収容を継続するというふうに、これは方針が変わったということでしょうか、この文書とこの文書。

○井野主査 佐々木入国管理局長、答弁は簡潔にお願いします。

○佐々木政府参考人 ただいまも申しましたように、この仮放免の判断は、さまざまな要素を考慮をして、総合的に判断をするものでございます。

例えば、なかなか送還ができないという事案でも、その方を仮放免することが社会にとって何らかの安全上問題があるという場合には、総合的に判断をして、仮放免をしないということもございますので、いずれも事案に応じてということで、何ら、その二つの文書で方針を変更したということではございません。

○尾辻分科員 日本にやはり生活基盤のある方も多いですから、しっかり仮放免にして、これ以上長期収容が続かないように対応いただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。